近世中期名古屋東照宮祭礼の装束

- 「御祭礼行列」にみる「練物従者」装束の特色と役割

沖 本 清 美

はじめに

と考えられる。
、
と考えられる。

分類されている。

(3)

(3)

(4)

名古屋東照宮祭礼は、尾張藩(藩主)主導で行われた近世名古屋城下における最大の公式行事である。祭礼行列は政治状況とともに変化したものの、江戸時代を通しての公式行事である。祭礼行列は政治状況とともに変化したものの、江戸時代を通しての公式行事である。祭礼行列は政治状況とともに変化したものの、江戸時代を通しての公式行事である。祭礼行列は政治状況とともに変化したものの、江戸時代を通しての公式行事である。祭礼行列は政治状況とともに変化したものの、江戸時代を通しての公式行事である。祭礼行列は政治状況とともに変化したものの、江戸時代を通しての公式行事である。祭礼行列は政治状況とともに変化したものの、江戸時代を通しての公式行事である。祭礼行列は政治状況ともに変化したもの祭礼行列をもつ類型にある。

料の展示に加えて、山車・練物の変遷を一覧にした展示解説がなされた。 (4) 祭礼行列の変遷については、『名古屋市史料である『御祭禮舊記』を紹介された中で、福原敏男氏は、名古屋東照宮祭礼の編年史料である『御祭禮舊記』を紹介された中で、の説明と変遷が述べられており、『新修名古屋市史第三巻』で触れられている。また、の説明と変遷が述べられており、『新修名古屋市史第三巻』で触れられている。また、の説明と変遷が述べられており、『新修名古屋市史第三巻』で触れられている。また、の説明と変遷が述べられており、『新修名古屋東照宮祭礼を理解するために重要な史を紹介の表示に加えて、山車・練物の変遷を一覧にした展示解説がなされた。 (5) というでは、『名古屋市史風俗編』に「祭車」および「各町の警固」祭礼行列の変遷については、『名古屋市史風俗編』に「祭車」および「各町の警固」

が出す出し物をいう場合もある。(後略)」という。性・一回性を本旨とする祭礼風流である。祭礼行列全体を指す場合もあり、特定の町装や囃子、山車等の集団であり、本来、毎年固定されたものではなく、流行性・当座う行列のことである。練物とは、福原氏によると、「祭礼等の際、町中を練り歩く仮練物は、名古屋東照宮祭礼では「警固」と呼ばれ、町方から出された仮装をともな

練物を出す主体等に重点が置かれることが多く、練物の構成は、それぞれの役柄が同一従来、練物について論じられる際は管見の限りでは、練物の構成紹介や主題の解釈、

等に列記される傾向にあった。また、久留島氏は、祭礼行列に参加した道具持ち、山等に列記される傾向にあった。また、久留島氏は、祭礼行列に参加した道具持ち、山等に列記される傾向にあった。また、久留島氏は、祭礼行列に参加した道具持ち、山等に列記される傾向にあった。また、久留島氏は、祭礼行列に参加した道具持ち、山等に列記される傾向にあった。また、久留島氏は、祭礼行列に参加した道具持ち、山等に列記される傾向にあった。また、久留島氏は、祭礼行列に参加した道具持ち、山

ると考えられる。そのため、 羽織着、杖突等と呼ばれた役柄の人である。また、山車の運行に携わる人は、「『3)」 装束がどのような意味を持っているのか、という新たな視点を開くことができ、その 付随的な役柄で練物に参加する人を「練物従者」と呼ぶ。 は大きい。 の役割を視覚的に印象づけるものであり、 特色を読み取ることができる。装束は、 物の主題を示す役柄の人(本論では「練物主題者」と名付ける) を扱う。 いう主題に付随する役柄である点で「練物従者」に近似した役柄と見なすことができ ことよって、練物主題を表現しない「練者従者」は何を表しているのかを考えたい なく「練物従者」の装束に注目することで、練物主題とは離れたところで「練物従者」 「練物従者」は、祭礼の練物行列を構成する要素のひとつであり、具体的には、床几持 しかし、練物を装束の視点から見ると、練物の主題に付随的な役柄の装束には、 両者を対比させることで、 そこで、 本論では装束を通して、 本論では 「練物従者」装束の特色の一端を窺い知ることが 「練物従者」の装束と山車運行者の装束の両方 着用者と見物人の双方に、練物に参加する人 祭礼行列を読み解く上で装束の果たす役割 「練物主題者」に付随する役柄に着目し、 「練物主題者」 の装束とは異なる の装束では 山車と 練

*平成十八年度生 国際日本学専攻 「練物従者」/紋/木綿(キーワード)名古屋東照宮祭礼/祭礼装束/「練物従者」/紋/木綿

できると思われる

よび先述の先行研究を参照し、 る名古屋東照宮祭礼の祭礼記、 が祭礼行列の中で果たした役割について検討する。 の練物装束の記述全体を通して 本論では、まず 「御祭礼行列 当該史料の内容年代の推定を試みる。 行列記、 「練物従者」の装束の特徴を明らかにし、 を史料として用いるにあたって、年代の判明してい 絵画資料等に記された各練物の実施状況お その上で、 「練物従者」 祭礼

1 「御祭礼行列」年代推定

-1. 史料について

中に、一度書いたものを墨で塗りつぶした箇所が複数みられるため、 号を振って記され、その周囲には、 る (写真1)。 あることから、 た清書ではなく、 「御祭礼行列」 史料は紙本墨書で、 紙面中央部分には、祭礼行列が登場人物、 尾張徳川家に伝来してきた史料であり、その信頼性は高いと考えられ (名古屋市蓬左文庫蔵、請求番号中―二三五)は、 控えあるいは覚書の類いと思われる。 大きさが縦二〇・〇㎝、横九・五㎝の帳面で、七十一丁よりな 旧例やその後の変遷等が註記されている。記述の 出し物ごとに①回の順に記 旧蓬左文庫蔵書で 提出を目的とし

官・御輿・僧侶→武士の順で、 部分である。 行列の構成は、 武士→御榊→獅子頭→山車→茶屋家→惣町代→練物→旗指物− 御榊から旗指物まで(傍線部) が主に町方が担当する → 神

内容年代の推定

述の先行研究を適宜参照し、 代の推定方法は、【表1】の史料から、まず、特定の年に行われた練物を記した(A) 多くに記載がある山車と練物の部分とした。使用した史料を【表1】に示す。内容年「御祭礼行列」の内容年代を推定する手がかりは、祭礼行列について記した史料の に起こす。 \widehat{H} 次に、練物の変遷を記した史料のうち(C)(F)を主に用いて、 および特定の期間に行われた練物を記述した(B)を、 練物の変遷過程を追う。 基準として年表 また先

する期間)は、 記されたほとんどの練物が実施されたことが確認できる期間(表の網掛け部分が一致 は、 以上の結果を年表に示したものである。これにより、 享保一八(一七三三)年から寛延二(一七四九)年までである 「御祭礼行列」 に

> できると思われる。 史料の人数表記を練物の実施時期と考え合わせることで、 た年を含んでいる。そのため、に戻された時期と、元文四 (一) この期間は、七代藩主徳川宗春(一六九六~一七六四)によって、祭礼行列が旧 元文四(一七三九)年に宗春の蟄居に伴って行列人数が半減され 次に「御祭礼行列」に記された練物の人数に注目し 内容年代を絞り込むことが

物の内容年代の人数と「今」の人数が併記されている。(読点、 ■は塗りつぶされている文字を表す。以下同じ。) 御祭礼行列」の福井町・富田町の小母衣の記述(二十五丁裏・写真2)では、 傍線は筆者による。 練

富田町 福井町 前

文字/紋、 帯之者、具足着ス/内七人富田町、 羽織着一人つ、添/(後略 七人/床几持各壱人、七人は/衣服惣地黒色、 拾四人八、 惣地黒、 福 ノ■/角字、 拾四人/福井町、 富ノ古 今 四 紺

浅黄三/ (後略)

白九、赤九/ む小母衣

廿

町が四人、福井町が七人であると記されており(太線部)、およそ半減していること 年の半減の前年を下限とみなすことができるだろう。 は元文四年の半減以降の人数を記したものと思われる。そのため、 内容年代の上限は、練物の実施状況より享保一八年と推定されるため、 が窺われる。練物人数の半減は、享保九年から一五年と元文四年以降になされたが、 福井町と富田町が合同で出した小母衣二十一人(傍線部) の練物は、 内容年代は元文四 「今」の人数 「今」は富田

文元年、元文三年のいずれかの年と考られる。 先車になる、子・寅・辰・午・申・戌の干支に該当する年、 六年間と推定した。仮に、 以上より、 「御祭礼行列」の内容年代は、 特定の年を想定して記述したと仮定した場合は、 おおよそ享保一八年から元文三年までの すなわち享保 一九年、 猩々車が 元





(写真2)「御祭礼行列」二十五丁裏

【表1】年代の判明している名古屋東照宮祭礼の文字史料・絵画資料

| | 【表1】年代の刊明している名百屋果照呂奈礼の又子史料・絵画賞料 | | | | | | | | | | | |
|-----|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------|----------------------|------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 記号 | | 資料名 | (見出し) | 所蔵 | 収録 | 筆者 | 年代 | 西暦 | 備考 | | | |
| (A) | 写本 | 「東照宮御祭礼 記」 | 四月十七日御祭禮御行列(正徳四午之留也年大図如左之由) | | | 不詳 | 内容 正徳 4 年 | · | 家康100回忌 「右尾張名護屋 東照宮御祭禮 御行列、以野 村氏蔵本寫之」 | | | |
| (B) | 写本 | 「御宮御祭禮御 行列記」 | 東照宮御祭禮行列 | 文庫(旧蓬左文庫蔵書) | | 不詳 | 内容 享保18 年始、元文 4 年止 写し 文政 9 年 | | 「右ハ、加藤延 之進 農 一 之 色 元 之 色 | | | |
| (C) | | 「張州雑志」 | 祭礼図」 | 名古屋市蓬左 文庫(旧蓬左 文庫蔵書) | 史資料編民俗』 | (1728~1788) | ~12年 序 寛政元年 | 1756~1762 1789 | 著者の死後、まとめられた際に序文が付けられた。 | | | |
| | | 誌」 | 巻1 府下年中 行事之部 | 名古屋市藤清家 巻2~5:東洋 文庫 | 2 輯 (1985年 7月、太田正 弘編集発行) に転載 | (1756~1831) | 文化3年 写し 文化14年 | 1806年 1817年 | 玉晁小寺廣路(寛 政12 (1800) ~ 明 治11 (1878)) の写本 | | | |
| (E) | 絵巻 | 「名古屋東照宮 山車刷物図巻」 | | 個人蔵 | 『新修名古屋市 史資料編民俗』 | | 文化8年(下限) | | | | | |
| (F) | | 「尾張年中行事 絵抄」 | 「尾張年中・5 展集学・5 展抄夏之 上で 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 | | 第3編第5巻 | 高力猿猴庵種信(1756~1831) | | 1821年以降 | | | | |
| | | 「名古屋東照宮 祭礼図巻」 | | 名古屋市博物 館 | 史資料編民俗』 | | | 1821年以降 | | | | |
| | | 「名古屋東照宮祭礼図巻」9 祭礼図巻」9 巻本、献上本 | | | 『新修名古屋 市史資料編民 俗』、山車部分 のみ抄録 | | 文政5年 | 1822年 | 製作のため、 文政4(1821) 年に十八部主徳川に斉礼の 町に発見して 物図を提出させた。 | | | |
| (I) | | 「尾張名所図 会」 | | 国立国会図書館 | | 小田切春江 (1810~1888) | 天保12年脱稿 天 保15年 2 月 発行 | · | | | | |
| (1) | 版本 | 「泰平御神事」 | | 名文御応のにます。 古庫神元直接の 下東記のには がある。 | 『新修名古屋市史資料編民俗』 | | 慶応元年 | 1865年 | | | | |

2 「御祭礼行列」記載の「練物従者」 の装束

Ī 1 車、 練物の装束記述

中でも人数が多い床几持を示したものである。 料中に「上同」等と記された部分は、 車を運行する人の装束 やすさを考慮したものであり、【表4】の網掛けは、 なお、【表3】の網掛けは、山車を運行する車引と楫取の区別の見 る註記が見られる場合があるが、本論では、 いての記載があるものや、 を付けて表示した。また、 示された部分は図を写し、 説明を補った箇所は() を付けて史料中の言葉と区別した。図 字の部分は可能な限り現行の漢字に改めて〔 〕を付け、 まま書き写したが、表記が仮名書きまたは現在一般的ではない漢 から車9、 表の作成にあたって、「御祭礼行列」に記された順に、 に絞って検討するため、 「不知」等明確な記載のない役柄については除いた。持ち道具につ 練物従者」 紋、 練物は①から⑱と番号を付けた。 史料中の文言はその 装束の模様等が記されている。地色は、 の装束を検討するため、 【表3】と練物の装束【表4】を作成した。 道具類、装束の変化については除外した。 〈 〉内にその名称、 装束についての記述がない、あるいは 本文欄外に旧例や衣装の変更点に関す 該当する箇所を参照し【】 史料の記述をもとに、 推定内容年代の装束 解釈を示した。史 地色、 「練物従者」の 山車は車1 色彩名で 素材、 筆者が 服

「御祭礼行列」に明記はないが、色彩名より推定したものもある。地色に準ずるものと見なしたためである。また、素材については、 察の対象とした。小紋は遠目には無地のように見えることが多く、 記されたものと、色彩名を冠した「小紋」と表記されたものを考 飾の名称、 装束の記述は、役柄ごとに精粗の差はあるが、 山車の車引と楫取の装束では素材についての記載がない。

「練物従者」の装束

ては具体的に記される傾向にある一方、 練物従者 装束の記述全体の概要は、装束の地色、 服飾の名称については 素材につい 衣

【表2】各町の練物実施状況

| | | | | | 宗勝 8 代藩主就 任、警固の者半 減 | | | | | | 「神宮神祭礼御 行列記(「漢賦 宮御察礼行列」) 名古屋市選托 文明殿 1 冊 139-121 草祭 184 草祭 184 草子 184 章子 184 章 184 章 184 章 184 章 184 章 184 章 184 章 184 章 184 章 184 章 184 章 184 章 184 184 184 184 184 184 184 184 184 184 | | 警園の者、旧例 に戻る | 宗春7代藩主就 任 | 警閥の者半減 | | | 「東照宮御祭礼 記」(国立国会 図書館蔵) 町名正徳 4 重複あり順不同 重複あり順不同 | 出来事 | | | |
|------|-------------|------------------------|------|-------|---------------------------|------|------|--------------------------------------|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----------------|--------------|--------|----------------------------|--------|----------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|----------------------|---------|
| 宝曆 2 | 宝曆元年 | 寛延 3 | 覚延 2 | 延享2 | 元文4 | 元文3 | 元文 2 | 元文元年 | 享保20 | 學架19 | 818 | 7.1%点 | 91粉炸 | ₹ 享保15 | 享保9 | 架 5 | 享保 2 | 五龍4 | 年代 | | rh - 235 | |
| 1752 | 1751 | 1750 | 1749 | 1745 | 1739 | 1738 | 1737 | 1736 | 1735 | 1734 | 1788 | 1732 | 1731 | 1730 | 1724 | 1720 | 1717 | 1714 | 西曆 | 町名 | 維物 | 部 |
| | | | | | | | | | | | 握々車 | | | | | | | 理々 (先車) | | 本町 | 阻々 | 世1 |
| | | | | | | | | | | | 株 本 本 を を を を を を を を を を を を を | | | | | | | 玄宗皇帝 | | 伝馬町 | 茶和譜 | 車2 |
| | | | | | | | | | | | 音響車 | | | | | | | 秦馬神鳴 | | 上島町 五条町 和泉町 | 時世 | 車3 |
| | | | | | | | | | | | 77 | 二福神の 車 恵比券 大黒 | (鐘巻道 成寺) | 1 | | (恵比寿 大黒) 又は享保 IT~ | | 町名のみ | | 長者町 | 恵比寿 大黒 | 車 4 |
| | | | | 主 表 参 | | | | | | | 事立 神子 | | | | | | | 游立 公 | | 秦名町 | 湯取神子 | 車5 |
| | | | | | | | | | | | 竹生藝車 | | | | | | | 竹生島 | | 密町 | 竹生島 | 車6 |
| | | | | | | | | | | | 小级冶車 | | | | | | | (検山) | | 京町 | 小銀冶 | 車7 |
| | | | | | | | | | | | 石模車 | | | | | | | 文殊 | | 中市場町 | 石楠 | 車8 |
| | | | | | | | | | | | 標弁慶車 | | | | | | | 標弁慶 | | 下七間町 | 橋弁慶 | 車9 |
| | | | | | | | | | | | 母衣 | | | | | | | 大母衣 大神衣 | | 本町 | 白丸 | 茶屋家 |
| | | | | | | | | | | | 海 | | | | | | | 北面武者 | | 小桜町 上長者町 | 推職 | Θ |
| | | | | | | | | | | | が 本 本 を ま ま の で な に の の の の の の の の の の の の の | | | | | | | 小母衣 | | 福井町 富田町 | 小母衣 | (2) |
| | | | | | | | | | | | 改者 大将 | | | | | | | 酒吞童子 退治山人 華桶 | | 長嶋町 | 拠光 | ω |
| | | | | | | | | | | | 刀差子供刀差子供 | | | | | | | ΧШ | | 上御園町 | 長カ刀ナ | 4 |
| | | | | | | | | | | | 带 | | | | | | | | | 伏見町 | 中學 | 9 |
| | | | | | | | | | | | 中巻 | | | | | | | 町名のみ | | 淀町 | 中條 | 6 |
| | | | | | | | | | | | 方将 大将 | | | | | | | 人類的 | 唐人 始未詳 | 大和町 | 唐人 | 0 8 9 6 |
| | | | | | | | | | | | 中 市 大 操 本 大 本 本 本 | | | | | | | 唐人 | | 茶屋町 | 唐人 | ⊚ : |
| | | | | | | | | | | | 母 婚 婚 | | | | | | | 伊勢参 | 伊勢参宮 始未詳 | 伊勢町 | 伊勢参 | 9 |
| | | | | | | | | | | | 善化僧 大善化僧 大善化僧 | | | | | | | い ob iiii | 普化僧 始未詳 | 呉服町 | 海市 | 8 |
| | | | | | | | | | | | 学化僧 大普化僧 | | | | | | | | 善化僧 始未詳 | 常盤町 | 海津市 | |
| | | | | | | | | | | | 四 製 製 型 変 型 | | | | | | | 鷹野婦 川若 | | 器町 | 調道 | 8 |
| | | | | | | | | | | | 茸莽 | | | | | | | 花桶かつき | | 桶屋町 | 茸符 | (E) |
| | | | | | 対解の対して、 | | | | | | 茸 | | | | | | | 木の子取 | | 西銀治町 | 草符 | (3) |
| | | | | | | | | | | | 見 離券 弓 莽警 留 | | | | | | | 马莽 | | 小牧町 | しつにら | 65 |
| | 印が旗に 替わる | 吹貫の印 が 機 に 替 わる。 | | | 鉄砲歩に 帯わるか | | | | | | 四級吹貨 鉄砲等 新規勢予 川野 修え正止 める | | | | | | | 鹿狩 | | 石町 | 鉄砲/塔 大・猪足 / 鹿狩 | 6 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 花かつき 山伏 | 川狩小童 始未詳 | 古田町 | 華 | 6 |
| | | | | | | | | | | | 解明 川野 経典・ 川野 税 中等 (4) | | | | | | | | 川狩 始未詳 | 小市場町 | 三 | 8 |
| 松叩のみ | | | | | | | | 元文年中 空巷上人 年り巻+ 年の巻+ 年の巻+ | | | 採町 空也上人 作物車 初 | | | | | | | | | 島田町 | 花瓣/ 空曲・鹿 | 6 |
| | | | | | | | | | | | 北丘尼廣 北丘尼廣 北丘尼 | 3 VII | Vis | | | | | 動向 | 比丘尼 熊野比丘 小鳥落 尼 始未詳 | - 英田町 | 比丘尼 | (2) |
| | | | | | | | | | | | 是在尼爾 寿老人 此任 正 尼藤人 年(60) 合件 | 基老人 鹿 唐子 | 寿老人 | | | | | | 小鳥落 始未詳 | 上七間町 上畠町、五条町、和 泉町(年々順に) | 恭老人/ 唐子 | 2 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 順和 | 順礼 始未詳 | 上畠町、五 泉町(年 | 順光 | (2) |
| | | | | | | | | | | | 顺礼 | | | | | | | | | 条町、和 夕順(ご) | 順礼 | (2) |
| | | | | | | | | | | | ョ 錦杖 山伏頭 山伏 | | | | | | 2 | | 山伏 線 始未詳 り | 関級治町 | 址状 | (2) |
| | | | | | | | | | | | ケ曜 | | | | | | 小型 型程高 | | 纂飼 始未詳 | 益屋町 | (消去) | (33) |
| | | | | | | | | | | | 祷汲 | | | | | | | 比丘尼 花楠 | | 大津町 | 沙漠 | (8) |
| | | | | | | | | | | | 網級 | | | | | | | NET | X6-2- | 瀬戸物町 | 沙波 | (2) |
| | | | | | | | | | | | 大聖 | | | | | | | 連雀 | 高野聖 始未詳 | 両整町 | 腊 | (2) |

【表3】「御祭礼行列」記載の山車運行者(車引、楫取)装束 地色 (註1) 服飾の 名称 意匠 役柄 町名 装束の模様 上斗・・ 〈菱格子に十字〉白嶋 車引 花色 衣服 上本町 二丁之内 猩々 衣服上 下 紺 柿色 【上斗・ 〈菱格子に十字〉白嶋】 楫取 上巻 (古文字の書体写しか) 白(色) 林和 車引 柿色 衣服 伝馬町 下>>> 〈三重波線模様〉紺白交 2 請 楫取 衣服 上畠町 五条町 和泉町 花色浅黄 衣服 頭巾 稲妻(模様)白色 車引 車 雷車 3 楫取 紺色 衣服 裾に結熨斗(模様)柿色 衣服 茶袋頭巾 柿色 柿色 模様砂金袋白色 車引 恵比寿大黒 者の古文字や (者の古文字書体写しか) 嶋二波 車 長者町 楫取 紺 衣服 羽織 着 茶小紋 浅黄 (羽織) 上 砂金袋 小紋 衣服頭巾 模様軍配団柿色 〔房〕白色 湯 子取 神 紺 茶色 車引 桑名町 柿色 衣服 (丸の中にク) 上に祭〈古文字の写しか〉白上ケ 下に⋘〈三重波線模様〉白上ケ 紺 柿色 衣服 頭巾 竹生島 車引 車 宮町 6 楫取 衣服 〔石持〕の中宮の角字 上に鳥居(模様)柿 下に石垣(模様)白 車引 紺 衣服 京町 冶 楫取 衣服 緗 京の古文字 丁字茶 柿色 衣服 頭巾 車引 石橋 中市場町 8 衣服 上に白筋の内に牡丹 楫取 上に~~〈二重波線模様〉白(色) 三柏唐茶小紋 衣服頭巾 紺 柿色 橋弁慶 車引 下七間町 9 紺色 衣服

色名を冠した小紋(小紋は遠目には無地のように見えることが多い)を対象とする。 註1:地色は、色彩名と、

極的な関与が窺われる。

そ小袖型の上衣を指すと思われる。 ではない表記に、「半纏」「羽織」「 服」と書かれている場合が多く、 具体的な形態を窺い知ることが難し 袴 一袈裟」 衣 等があるため、 1, |衣服| 但 はおおよ

衣服

だされる「練物従者」 これより、 【表3.4】 の役割を、 から読み取 紋、 れる 木綿、 「練物従者 鋸歯模様の三点から考察する の装束の特色と、 そこから見

紋―町名の表示

几持は 几持が町名の頭文字「常」の紋を付け、 物先導者がともに装束の紋で町名を表示する場合もあった。(3) 床几・笠持、 れている。 われる「橘」の紋を付けていて、 それは、 物従者 関 例えば、 町名の一字、 床几持と同様の紋をつけており、 の字を紋につけている。 の装束では、 ③桶屋町の床几持は 特に頭文字が採られることが多く、床几持装束に顕著に現 床几持、 装束の紋から町名の表示に加えて、 羽織着、 関鍛冶町では、 | 杖突が町内の油商・橘屋助九郎の頭文字と思小する場合もあった。また、①常盤町では、床 桶 杖突に町名を示す紋がしばしば見ら ひとつの町の練物で の字を、 練物を先導する錫杖持もまた、 ②関鍛冶町の床几・笠持、 「練物従者」と練 有力な町人の 積 床

る胸当 ⑥ 淀 町、 る が町名を直接的に表していない。 つまり、 杖突は、装束の記載がある町では全て羽織を着用しており、(ミラ) 「練物従者」 (武装) 20練屋町、 「練物主題者」 装束に、 に町名を示す紋が付けられた例があるが、 ② 大津町に見られる。 」が、主題を表す特徴的な装束や豪華な素材町名表示の役割があったと推測される。 例外的に、 中でも練屋町、 ⑤伏見町では、 大津町では床几持装束の 総じて床几持をはじめとす 「練物主題者」 町名を紋につける例 (後述) が着用す を装う は

であったと考えられる。ここから、祭礼装束に着目することで、 す紋を付けた装束を着ることで、城下町の一員として祭礼に参加した町を体現する者 よって運行されたが、 ることができ、 された名古屋東照宮祭礼の ことで練物の風流を表現するのに対し、 方、 中でも、 Ш 車は、 祭礼装束によって両者は具現化されていたといえるだろう。 (車4~7) 綱を引く三十人程度の車引と、 紋は記載のある場合には、 「二重構造 長者町、 桑名町、 床几持等の は、 各町の練物自体に内包されていたと捉え 宮町、 楫取の装束につけられていることが 山車の前後で楫を取る八人の 「練物従者」の多くは、 京町では、 車引が・ 久留島氏が明らかに 山車のテー 町名を示 楫 取に マ

に合わせた模様をつけ、

楫

取は町名を示す紋をつける、

という役柄による装束模様

【表4】「御祭礼行列」記載の練物の装束

| 番号 | 町名 | 練物 | 役柄 | 地色 | 素材 | ドイレ1丁グリ」 服飾の | • | 美匠 |
|------|-------------|-----------|--------------|------------|--------------|----------------------|--------------------|------------------------|
| H 7 | H-1 4T | 1994 199 | 先一人 | (註1) | 素切 | 名称 ■(青)襖 | 紋 | 装束の模様 |
| 1 | 小桜町 上長者町 | 雑職 | (雑色) 其外 | 金 | i + | 立為帽子 | | i |
| | 上長者町 | 不比相其 | (雑色) | 花色 | | 青襖 | 桔梗 | |
| _ | | | 床几持 带之者 | 黒柿 | | 衣服 | ■の古文字 | 抽口に△△△〈鋸歯模様〉 |
| 2 | %57.44± W17 | | (小母衣) | Ħ | | 具足 | ☆ / + → ☆ | |
| | 福井町 富田町 | 小母衣 | 床几持 | 黒黒 | | 衣服 | 富ノ古文字 福ノ角字 | |
| | | | 羽織着 | 紺 | | 羽織 | 【富ノ古文字】 【福ノ角字】 | |
| | | | (幟持) | 黒 | | 半纏 | 古文字点〈長の古文字書体写しか〉 | |
| | E Mary | derivie | 頼光 床几持 | 柿 浅黄 | | 甲胄 衣服 | 菊 | 竪嶋 |
| 3 | 長嶋町 | 頼光 | 杖突 | 100 122 | 今織 | 衣服 股引 | | 77.74 |
| | | | 床几持 | 【柿 浅黄】 | 1 1 1 1 1 | 衣服 | 【(詳細なし)】 | 【竪嶋】 |
| | 上御園町 | E 1. 77.1 | 長カ刀ナ | | 今織 〔緞〕子 | 半纏 股引 | | |
| 4 | 中御園町 | 長カ刀ナ | 床几持 | 黒 | LINEXU T | 衣服 | 〔石持〕の内園ノ角字 | |
| | | | | 黒白 | | 半纏 鉢巻 | | 背に軍配団(模様)金〔箔〕、〔房〕 |
| 5 | 伏見町 | 中巻 | 中巻 | " | | 小手 胸当 | 丸に伏の字 | |
| | | | | 【黒】 | | 【坐練】 | | 【背に軍配団 (模様)、金〔箔〕、〔房〕 (|
| 6 | 淀町 | 中巻 | 中巻 | [白] | | 【鉢巻】 【小手】 【胸当】 | ⊕〈丸に十字〉 | |
| | | | 杖突 | | - | 【胸当】 羽織 | 淀ノ古文字 | : |
| | | | (幟持) | | 〔緞〕子 | 衣服 笠 | (K) (1) | |
| | | | | 猩々〔緋〕 | (羅紗) (註2) | | i + | <u> </u> |
| 7 | 大和町 | 唐人 | 唐人 | | | 笠 | | .1. 64 |
| | | | 床几持 | 赤色小紋 | 木綿 | 衣服 袴 笠 | | 小紋 嶋 |
| - | | - | 唐人 | 猩々〔緋〕 | (羅紗) (註2) | | | |
| | | | 鐘、太鼓 | | 〔緞〕子 木綿 | 衣服 下 | † | 小紋 |
| 8 | 茶屋町 | 唐人 | 床几持 | 赤色小紋 | 木綿 | 衣服 | | 小紋 |
| | | | 上々官 | 黄 | 羅紗金織 | 衣服 袴 | 1 | |
| | | | 床几持 | 赤小紋 | 木綿 | 衣服 | | 小紋 |
| | 伊勢町 | 伊勢参 | 稲持 | | | 青襖 立烏帽子 | 1 1 1 1 | |
| 9 | | | 伊勢参 | | 金織 | 衣服 | | |
| | | | 床几持 | 薄柿小紋 | | 菅笠 衣服 | | 小紋 |
| | 呉服町 | 虚無僧 | 虚無僧 | 白 花色 | 綸子 | 衣服 袈裟 | | |
| | | | | | | 天蓋 | | |
| 10 | | | 先二人 (虚無僧) | 茶色 | | 衣 袈裟 | | |
| | | | 床几持 | 白茶 | | 天蓋 衣服 | 服ノ古文字 | 裾に分銅に万両ト書付 |
| | | | | 白 | 綸子 | 衣服 | 100 100 1 | |
| | | 虚無僧 | 虚無僧 | <u> </u> | | 袈裟 天蓋 | | 1 1 1 |
| (II) | 常盤町 | | 先二人 (虚無僧) | 〔萌黄〕 | 縮緬 | 衣 袈裟 | 1 1 1 1 | |
| | 吊 强则 | | | | | 天蓋 | | |
| | | | 床几持 | 柿色染分ケ | | 衣服 | 常ノ角字 | 裾二松皮菱 |
| | | | ■ (杖) 突 | 緗色 | | 羽織 | 橘ノ角字 〔石持〕の中諸ノ角字 | |
| | | | 釼持 | **** | ļ | 衣服 三尺手拭 | (111) 2 1 11 / 71 | |
| 12 | 諸町 | 鷹追 | 鷹追 | | 金織 | 半纏 股引 | | |
| | | | 床几持 | 網 [44] 在1 | | 衣服 | 〔石持〕の内諸ノ角字 | |
| | | | 釣之者 | 【緗色】 | | 【衣服】 【三尺手拭】 | 【〔石持〕の中諸ノ角字】 | |
| (13) | 桶屋町 | 茸狩 | 茸狩 | | 金織〔緞〕子 | 衣服 股引 | | |
| | 1111777.1 | | 床几持 | 柿小紋 | | 衣服 | 桶ノ角字 | 小紋 |
| (14) | 西鍛冶町 | 茸狩 | 茸狩 | *** | 今織 | 衣服 | | 上 牡丹 (樟様) |
| | | | 床几持 | 紺 | | 衣服 | | 上、牡丹(模様) 下、切石(模様) |
| | | | (矢持) | 紺小紋 紺小紋 | | 衣服 衣服 | | - 小紋 - 小紋 |
| | J. He Wr | しつこう | しつこう | 茶色 | | 衣服 〔殿中〕羽織 | | 柿色に黒小紋 |
| (15) | 小牧町 | | 五十人 | 赤 黄 緗 茶 | 羅紗 | 衣服 | 1 1 1 4 | 1 1 1 |
| | | | 弓持 床几持 | 紺紺 | | 衣服 | | 竪嶋 立嶋 |
| | | | (吹流持) | 紺 | | 半纏 | | |
| | | | 鉄砲 | 紺 | 1 | 衣服 半纏 | | 光林形 |
| 16 | 石町 | 鉄砲/鹿狩 | 8/1 HC | 774 | 1 | [脛巾] | | 立嶋 |
| | | | 鹿狩 | | 金織 | 衣服 唐人笠 | | |
| | | | 床几持 | 組 | (60L) = ()) | 衣服 | | 光林形 |
| | -t-mm- | 111.84 | (四手持) | 柿 | [緞] 子(か) | 笈丁 | | 小紋 |
| (17) | 吉田町 | 川狩 | 川狩 | 白 | 綸子 | 衣服 | Mrs and | |
| | | | 床几持 (鯉持) | 紺 花色 | | 衣服 衣服 | 祭ノ字 | 柿色袖口に△△〈鋸歯模様〉 |
| (18) | 小市場町 | 川狩 | 川狩 | | 金織 | 衣服 | | |
| | | 1 | 床几持 | 白 | | | 蕪 花色上ケ | 1 |

| 番号 | 町名 | 練物 | 役柄 | 地色 (註 1) | 素材 | 服飾の | 意匠 | | | |
|------|-----------------------------|----------|-------|-------------------|------------|----------------|---------------|---------------|--|--|
| ш., | -1.11 | 1915-123 | IXIII | | | 名称 | 紋 | 装束の模様 | | |
| | | | 花擔 | 緋緗 | 縮緬 | 衣服 水衣 | | | | |
| (19) | 島田町 | 花擔/空也・ | 床几持 | 黒唐茶小紋 黒色 | | 衣服 | + 〈十字〉の内嶋古文字 | 小紋 | | |
| | | 鹿 | 空也 | 赤色 | 今織 | 衣 袈裟 | | | | |
| | | | (車牽人) | 青鼠 | 7 和以 | 衣服 | | 袖口巛〈鋸歯模様〉 | | |
| | | | | 緋 | 〔緞〕子 | 衣 | | | | |
| | | | 御領 | 白 | 今織 薄〔絹〕 | 袈裟 | | | | |
| | | | | 浅黄 | 綸子 | 帽子 | | | | |
| 20 | 練屋町 | 比丘尼 | 床几持 | 薄柿 | 木綿 | 衣服 | 半車 紺 | | | |
| | | | 比丘尼 | 緋 | 縮緬 | 衣服 | | | | |
| | | | 床几持 | 薄柿色 | | 衣服 | 半車 | 裾模様靄菱 | | |
| | | | 杖突 | 紺 | | 衣服 羽織 | 練ノ古文字 | | | |
| | 上七間町 | | 寿老人 | 緋 | 今織 〔緞〕子 | 衣服 袴 | | | | |
| (21) | | 寿老人/唐子 | 床几持 | 191- | 木綿 | 衣服 | | しやむろ染 | | |
| (LI) | | | 唐子 | | 今織 | 衣服 | | 3 (3)) (| | |
| | | | 床几持 | 鳶色 | | 衣服 | | しやむろ染小紋 | | |
| 22 | 1. 白虾 | 順禮 | 順禮 | (#II) | 〔絹〕 | 衣服 | | | | |
| | 上畠町 五条町 和泉町 (年々順に) | 74,756 | 床几持 | 黒 | 木綿 | 衣服 | 〔石持〕に畠ノ字 | | | |
| 23 | | 順礼 | 順礼 | 【〔紅〕】 | 【〔絹〕】 | 衣服 | | | | |
| | | | 床几持 | 上、黒(か) 下、柿 | 木綿 | 衣服 | 丸二泉の字 | | | |
| | | 山伏 | (錫杖持) | 柿小紋 | | 衣服 野袴 | 関ノ古文字 | 小紋 〔矢〕竪嶋 | | |
| | | | | | 先達 | | 金織 | ときん 衣服 | | |
| | 関鍛冶町 | | (苗茯) | 赤色 緋 | | 衣袴 | | | | |
| 24 | | | 床几笠持 | 紺 | 〔緞〕子 木綿 | 榜 衣服 | 関ノ字 | | | |
| | | | | 까다 | /ICWID | ときん | 関 プ 丁 | | | |
| | | | 山伏 | | 金織 | 衣服 | | | | |
| (25) | 益屋町 | (消去) | 床几持 | 花色 | | 衣服 | 関 | | | |
| (3) | 金座 | (旧五) | (釼持) | 花色 柿小紋 | | 衣服 | | | | |
| | | 汐汲 | | | | 柿小紋 | 金織 | 野袴 衣服 | | |
| 26 | 大津町 | | 汐汲 | 上、浅黄 | | 野郎帽子 | | | | |
| | | | 床几持 | 下、柿小紋 | | 衣服 | 尋 〈黻か〉 | 小紋 | | |
| | | | 杖突 | 浅黄色 | | 羽織 | 大柿色 | | | |
| | | | 藤持 | 黒 | | 衣服 袴 | 瀬角字 | 嶋 | | |
| 27) | 瀬戸物町 | 汐汲 | 汐汲 | | 【金織】 | 【衣服】 【野郎帽子】 | | | | |
| | | | 床几持 | 【上、浅黄】 【下、柿小紋】 | | 【衣服】 | 【写《徹か》】 | 【小紋】 | | |
| | | | 杖突 | 【浅黄色】 | | 【羽織】 | 【大 柿色】 | | | |
| (28) | 両替町 | 聖 | 杖突 | 黒 | | 羽織 | ☆〈三盛亀甲〉 | | | |

註1: 地色は、色彩名と、色名を冠した小紋(小紋は遠目には無地のように見えることが多い)を対象とする。註2:素材を色彩名より推測したことを示す。

これらの山車では楫取の方に町の表示機能が求められたことが窺われる。役割分担が見られる。車引と楫取は、ともに山車という主題に付随する役柄であるが、

引と楫取の装束による役割は必ずしも一様ではなかった。では、装束模様は幾何学的で山車のテーマと装束模様との関連が分かりづらい等、車される牡丹の模様を着ており、隔年で先車を勤める(車1)本町、(車9)下七間町但し、(車8)中市場町では、車引と楫取がともに山車の主題である石橋から連想

ち出されていたと思われる。 (S) に比べて、町名に基づく紋が付けられることが多く、町名の表示という役割が強く打に比べて、町名に基づく紋が付けられることが多く、町名の表示という役割が強く打「御祭礼行列」に記載された範囲では、「練物従者」の装束は、山車の運行者の装束

(2)木綿の使用―素材による練物役柄の主従関係の表現

祭礼行列」に素材の記述がないため、不明である。 大綿は、床几持(【表4】網掛部分)を中心に、「練物従者」の装束に用いられている。 日し、山車の装束については、先述のように「御束を着ることで、付随的な役柄であることを示しており、装束の素材によって役柄の束を着ることで、付随的な役柄であることを示しており、装束の素材によって役柄の束を着ることで、付随的な役柄であることを示しており、装束の素材によって役柄の末に無物主題者」の装束の素材は、金織(=今織)、綸子、緞子、縮緬、羅紗等で、一方、「練物主題者」の装束に用いられている。木綿は、床几持(【表4】網掛部分)を中心に、「練物従者」の装束に用いられている。

(3)袖口の鋸歯模様―複数の練物に共通する意匠

袖口に鋸歯模様の施された装束が、①小桜町・上長者町の雑職と⑰吉田町の川狩の

⑨島田町の空也上人の車を牽く人の装束に見られる(【表4】傍線部)。 鋸

床几持、



(写真3)「御祭礼行列」 四十一丁表



(図1)「張州雑志」 吉田町・川狩部分

真3)である。 ら名付けられた。次の引用は、吉田町の床几持の装束を記した部分(四十一丁表・写ら名付けられた。次の引用は、吉田町の床几持の装束を記した部分(四十一丁表・写歯模様とは、三角形を連鎖して表現した幾何学的な模様で、鋸の歯状を呈することか

∞川狩 八人/八人(前略)床几持各一人、/衣服紺、紋祭/ノ字、柿色袖口

内容より二〇年ほど後である。 志」の描写にその装束を確認することができる(図1)。左側の人物が床几持で、 (物) たいのでは、 このではなかったことを思わせる。 吉田町の床几持は、ないか、あるいは一般的ではなかったことを思わせる。 吉田町の床几持は、 を補完するにふさわしいといえる。 口に赤系の色で彩色された鋸歯模様が見える。なお、「張州雑志」 鋸歯模様は、史料では全て右のような図で表されており、意匠の名称が定まって 「張州雑志」に描かれた装束の形態や意匠は、 しかし、 登場する山車、 「御祭礼行列」に記された文字情報 練物の多くは一致しているた の景観年代は、 「御祭礼行列」の 「張州雑 袖 宝

しかし、祭礼装束の中に鋸歯模様が取り入れられていったことが、出光美術館蔵する風俗が見られるが、その珍しさが冷めると小袖の中から姿を消すという。たことを明らかにされている。近世初期に更紗がもたらされた当初は小袖として着用状の模様をあしらったインド更紗と同様の更紗が日本にも運ばれ、小袖に仕立てられ枝氏によって指摘されており、一七世紀以降インドネシアに輸出された、両端に鋸歯さて、鋸歯模様をあしらった小袖が近世初期風俗画に現れていることが、小笠原小

|祇園祭礼図屏風] から窺われる。図2は、元禄期の祇園祭を描いた屏風で、宝珠飾しかし、祭礼装束の中に鋸歯模様が取り入れられていったことが、出光美術館蔵



(図2)「祇園祭礼図屛風」 御輿部分



(図3)「上野花見歌舞伎図屛風」 部分

歌舞伎図屛風」である。また、 匠の一部を写したものと考えられる。 る。この鋸歯模様は、 ŋ であり、 'あり、鋸歯に連なる丸模様があるため、図2・3に描かれた鋸歯模様は、小袖姿で描かれている(図3)。舶載されたインド更紗の鋸歯模様は、 の四角形の御輿を担ぐ人物の中に、 右隻の輪になって踊る人物の内二人が、 同じく元禄期の景観を描いたとされるサントリー美術館蔵 赤系色と黒で交互に表され、その他には模様がなく白地のまま 袖口と裾に鋸歯模様をあしらった小袖が見え 図2・3に描かれた鋸歯模様は、 鋸歯模様を袖口に表した白地 茜染めの赤 「上野花見 更紗の意

れる。 園祭の御輿の担ぎ手の装束等に取り入れられた鋸歯模様の使用に連なるもので、 束にその意匠を留めていたことを指摘することができるだろう。(氮) と思われる。鋸歯模様は、更紗が小袖として着用されなくなっていった後も、 模様から想起される意味よりも、 意匠の面白さから祭礼のハレの装束に取り入れられたのではないだろうか。 初期にもたらされたインド更紗で仕立てられた小袖に端を発した意匠であると推測さ 「御祭礼行列」の三つの練物に共通して見られた床几持等の装束の鋸歯模様は、 当初は異国趣味を表す模様であった鋸歯模様だが、 練物の主題に関わらず共通して鋸歯模様を着用したことから、 意匠自体の誘目性を重視した装束表現を担っていた 次第に模様の意味が薄れ、 鋸歯模様は、 「練物従 祭礼装 近世 祇

おわりに

す行列記が見られるため、この時期に対する思い入れを感じさせる。 (A) は、他の祭礼についての史料から、練物の実施状況を年代不明の「御祭礼行列」は、他の祭礼についての史料から、練物の実施状況を年代不明の「御祭礼行列」は、他の祭礼についての史料から、練物の実施状況を年代不明の「御祭礼行列」は、他の祭礼についての史料から、練物の実施状況を

複数の練物に共通する意匠としての鋸歯模様の存在を指摘することができた。ては、①紋によって町名を表示する機能、②木綿の使用による付随的役柄の表現、③「練物従者」の装束の特徴は、「御祭礼行列」の内容年代と推定した近世中期におい

と考えることができる。第一に、「練物従者」は、町名に由来した紋が付けられた装これらの特徴は、「練物従者」が祭礼行列の中で果たした役割が視覚化されたもの

らかにした。第三に、一部の「練物従者」は祭礼装束として汎用性のある意匠と考え とによって、 よって、その集団的存在を示した場合があったと推測した。 られる鋸歯模様を採用したことから、模様の意味よりも意匠自体の面白さや誘目性に と楫取の装束には、 せたところ、 する役割があったと考えられる。また、「練物従者」と山車運行者の装束とを対比さ 束をしばしば身にまとうことによって、 物の風流を表現したこととは対照的に、素材によって従者の立場を表示したことを明 に言及した。第二に、 前者に町名表示機能が多く見られる傾向があった。 「練物主題者」が絹または毛織物で華やかに仕立てられた装束を着て練 主題の表現と町の表示という役割分担が見られる場合があること 「練物従者」は庶民が日常的に着用していた木綿を着用するこ 城下町を挙げて行う祭礼に参加する町を体現 さらに、

していきたいと思う。 が対していきたい。また、祭礼に参加した人とその役柄との関係について、史料を探検討していきたい。また、祭礼に参加した人とその役柄との関係について、世界を保従者」の双方の装束について検討を加えたい。山車、練物以外の行列部分についてもて、欄外に註記された装束の変化および持ち道具を含めて、「練物主題者」と「練物の後東についう後の課題として、「御祭礼行列」に記された個々の山車および練物の装束につい

市蓬左文庫の皆様に感謝申し上げます。(謝辞)本稿を成すにあたり、貴重な資料の閲覧を御許可くださいました、名古屋

注

- 古屋市史第九巻民俗編』二〇〇一年三月、『新修名古屋市史第三巻近世I』一九九九年三月。県史別編民俗二尾張』二〇〇八年三月、『新修名古屋市史資料編民俗』二〇〇九年五月、『新修名(1) 名古屋東照宮祭礼の概要は以下の文献に述べられており、主な史料が紹介されている。『愛知
- 一〇三号)二〇〇三年三月、七九~一一四頁。(2) 久留島浩「長崎くんち考 城下町祭礼としての長崎くんち」(『国立歴史民俗博物館研究報告』
- 竹内美砂子「森高雅―画風展開と「東照宮祭礼図巻」」(『名古屋市博物館研究紀要』二三号)いう。なお、名古屋東照宮祭礼については他に、伊勢門水『名古屋祭』村田書店、一九一〇年、渡り物の供奉を入れれば名古屋城下の町のほぼ全ての参加により祭礼行列が構成されていると(3) 中野光浩『諸国東照宮の史的研究』名著刊行会、二〇〇八年十一月、二五八~二六〇頁。練物・

(4) 『名古屋市史風俗編』一九一五年、六六一~六七九頁。

14

- (5) 前掲註1『新修名古屋市史第三巻』、五〇四~五〇六頁。
- 柄が述べられている等、疑問な点もあるため、本論では、参照するに留めた。 一柄が述べられている等い無い。 「尾張年中行事絵抄」等の江戸時代の史料ではそれより後の変化として記されている事史料を列記しておられる {福原俊男「〈史料紹介〉近世名古屋東照宮祭礼の編年史料『御祭礼旧史料を列記しておられる {福原俊男「〈史料紹介〉近世名古屋東照宮祭礼の編年史料『御祭礼旧記』の他にも、名古屋東照宮祭礼の変遷史を考察するにあたって重要な
- (7) 六月一日~七月二十一日、「尾張名古屋の絵師たち―高雅・清を中心に―」「尾張のまつり」。
- 現存最古の描写内容(一七世紀後半)の個人蔵「名古屋東照宮祭礼図屛風」等が展示された。画「尾張名所図会」、徳川美術館蔵「名古屋東照宮祭礼留」 {文政五(一八二二)年}、新発見で屋市蓬左文庫蔵の内藤東甫著「名古屋東照宮祭礼 張州雑志」巻二十・二一・二三、小田切春江(8) 近世の史料では、森高雅筆の徳川美術館・名古屋市博物館蔵「名古屋東照宮祭礼図巻」、名古
- 解説三~一四頁)。
 「の) 警固とは「町々の若者たち種々一定の変装をなして神幸に供奉する」ものであるという(前額主4、五三頁)。蓬左文庫展示(前掲註7)では、「警固(仮装行列)」と解説されている。警
 指註4、五三頁)。蓬左文庫展示(前掲註7)では、「警固(仮装行列)」と解説されている。警
 「の) 警固とは「町々の若者たち種々一定の変装をなして神幸に供奉する」ものであるという(前
- 御柱祭り―式年祭の歴史民俗学的研究―』)岩田書院、二〇〇七年三月、二二五~二四八頁。(1) 福原敏男「近世都市における御柱祭―城下町松代の練物風流をめぐって―」(『諏訪系神社の
- 復刊第四七号)二○一○年一一月、三三二~三五七頁。復刊第四七号)二○一○年一一月、三三二~三五七頁。復刊第四七号)二○一○年二月、三三二~三五七頁、一三五~一五五頁、岸川雅範「附一九九九年三月、一四一~一九四頁、同「津八幡宮祭礼の史料と画像―幕末惣町祭礼の一事例」(1) 福原敏男「祭礼の練物―岡山東照宮祭礼―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第七七集)
- 空間』)東京大学出版会、一九八九年一一月、一〇七~一三〇頁。 行列に参加したことが明らかにされている{久留島浩「祭礼の空間構造」(『日本都市史入門I名が一目瞭然となっている例である。また、練物を出す主体(=町)の「町人」が正装をして名が一目瞭然となっている例である。また、練物を出す主体(=町)の「町人」が正装をして名が一目瞭然となっている例である。また、練物を出す主体(=町)の「町人」が正装をして名が一目瞭然となっている例である。また、練物を出す主体(=町)の「町人」が正装をして名が一旦瞭然となっている。 役として、雇われた日用たち」に、揃いの装束が着せられた例、天保一五年の川越氷川神社祭で、「発品氏が挙げられた事例は、正徳四年の根津神社祭礼で、「確証はないが道具持ちなど人足の

- 一九八九年七月、六~七、一〇~一一頁》に詳しい。(鬼頭秀明(監修)『尾張の山車とからくり人形』名古屋市総務局企画部百周年事業推進室、(3) 名古屋の山車については、鬼頭秀明「尾張・名古屋の山車文化」、「尾張地方の山車と特色」
- る年代を史料の内容年代とする。 内容年代の開始と終了は、「作成年代と異なる場合のみ、特定される年代の開始と終了は、「作成年代と異なる場合のみ、特定される年代の開始と終了は、「作成年代と異なる場合のみ、特定される年代もしくは、幅のあるを年代の開始と終了は、「作成年代と異なる場合のみ、特定される年代もしくは、幅のある

- 掲註16六八頁)。 籍を写本と記す(前掲註16二七七、四七五頁)。また、巻子に描かれた祭礼図巻を絵巻と記す(前(了) 史料の種類は、印刷されたものを版本と記し、版本に対応する呼び方として、手書きした書
- (18) この期間に行われたことが確認できなかった練物は、石町の唐犬疋・猪疋・鹿狩、嶋田町の(18) この期間に行われたことが確認できなかった練物は、石町は鉄砲が出された練物が出された建田である。 石町は、鉄砲のみ一致しており、印が吹き流しから幟に替わった年は史料によったものの、鹿狩の趣向は狩場勢子に引き継がれたと推測され、嶋田町の練物の主なテーマは当たものの、鹿狩の趣向は狩場勢子に引き継がれたと推測され、嶋田町の練物の主なテーマは当たものの、鹿狩の趣向は狩場勢子に引き継がれたと推測され、嶋田町の練物の出された練物は、石町の唐犬疋・猪疋・鹿狩、嶋田町の(18) この期間に行われたことが確認できなかった練物は、石町の唐犬疋・猪疋・鹿狩、嶋田町の(18)
- 解説四頁)。 年に元の形態に戻され、元文四年に再び半減となった(前掲註1『新修名古屋市史資料編民俗』(9) 享保九(一七二四) 年以降、倹約のため行列が半減していたが、宗春により享保一六(一七三一)
- 二〇一二年九月、十九~三六頁。(2) 拙稿「祭礼の「唐人」装束―名古屋東照宮祭礼・茶屋町を事例に―」(『服飾美学』第五十五号)
- いる(沖本清美・扇澤美千子「近世中期・名古屋東照宮祭礼の装束―常盤町・小袖型装束再現(21) なお、装束の形態および色彩、紋の書体については、具体的な事例を交えて別稿を用意して

の試み―」(『茨城キリスト教大学紀要』第四七号)二〇一三年一二月、二〇五~二二一頁。

33

- いように思われる場合も見られる。(2) 但し、紋の記載がある練物であっても、文字紋ではないものもあり、直接的に町名を示さな
- ため、「練物従者」とは区別した。(23) 練物先導者は、練物主題を象徴する役割を持つ場合があり、必ずしも付随的な役柄ではない
- 凡社、一九八一年一一月、一四八頁}。 (24) 町民の中では知られた者であるという {『愛知県の地名』(『日本歴史地名体系』第二三巻) 平
- ではない。 (25) ③長嶋町・頼光の「杖突」は、その人数、構成より練物主題を表す役柄であり、「練物従者」
- 特に主題に特徴的な装束が用いられたことが分かる。(26) 「御祭礼行列」に記載された服飾の名称からは、虚無僧、山伏等の宗教者を主題とした練物に、
- つけており、装束の紋は必ずしも町名を表示するばかりではなかったことが窺われる。(37) なお、(車9)下七間町の楫取、(車4)長者町の羽織着は、山車の主題に関連する意匠を紋に
- れるという正装で祭礼に参加しているが、装束によって町名を示すものではなかった。/熨斗目、麻上下着/刀御免、下町代同」とあり、熨斗目小袖に麻上下を着用し、帯刀を許さ(3) なお、山車、練物を出す町を代表する町代は、先頭の猩々車を先導する町代の記述に「町代

38

- 29) 柳沢賢次「太陽信仰の文様―渦巻文と鋸歯文について―」(『信濃』第七一四号) 二〇〇九年とは避けたい。

- 戸を染めたインドの華』)五島美術館、二○○八年一○月、一四~一八頁}。 平凡社、二○○五年一二月、一三八~一四四頁、同「彦根更紗をめぐって」(『古渡り更紗―江平凡社、二○○五年一二月、一三八~一四四頁、同「彦根更紗をめぐって」(『古渡り更紗―江まだ友禅染のような染め模様が完成されていなかった当時の日本では、流行の先端をいく小袖(32) なお、近世初期に舶載されたインド更紗は、寸法が小袖に仕立てやすい条件を備えており、

- げられている{小笠原小枝「さらさ」(前掲註32『古渡り更紗』)九~一二頁}。絹物を偏重する日本の風習のなかで、更紗という木綿は小袖の主役になり得なかったことを挙) その理由として、小笠原氏は、十七~十八世紀に友禅染のような模様染が発展してくること、
- 美術館、二〇一三年二月、図二四作品解説)。 元禄六~八(一六九三~九五)年の間と推定されている(『歌舞伎 江戸の芝居小屋』サントリー(34) 伝菱川師宣画。中村座の櫓に表された舞鶴紋、櫓下に記された役者の出勤状況から、景観は
- (35) 前掲註32 『別冊太陽 更紗』

 $\widehat{36}$

- 田家伝来衣装』(『日本伝来衣装』第二巻)講談社、一九六八年一一月、図七〇〉。田行徳会蔵、白羅紗地帆船鋸歯模様陣羽織、前田重燕(一七二九~五三)所用がある(梶山伸『前別冊太陽 更紗』山鹿素行所用、更紗陣羽織、一七世紀)。また、一八世紀の遺品として、前鋸歯模様は、陣羽織の意匠にも取り入れられたことを小笠原氏が指摘されている(前掲註32
- 5五○四頁)。 5五○四頁)。 なお、名古屋東照宮祭礼の最盛期は、天保年間(一八三○~四三年)とされている(前掲註)。 なお、名古屋東照宮祭礼の最盛期は、天保年間(一八三○~四三年)とされている(前掲註

【表1】(B) は、享保一八年に定められた行列を記したものであることが史料冒頭に示され

九一九一八名が、その脇には「享保十八丑年始/元文四年未年止」と書かれている。
ているが、その脇には「享保十八丑年始/元文四年未年止」と書かれている。
ているが、その脇には「享保十八丑年始/元文四年未年止」と書かれている。

Festival Costumes of Nagoya Tosyogu Shrine in the middle Edo-period: Characteristics and Functions of the Costumes of the Parade Attendants in "Go-Sairei-Gyouretsu"

OKIMOTO Kiyomi

Abstract

Age of the content described in the Hosa Library Collection's "Go-Sairei-Gyouretsu" (historical material on the parade of the Nagoya Tosyogu Shrine Festival) is being estimated through the use of literature and pictorial materials of the festival with evident dates. In addition, focusing on the costumes of the parade attendants, characteristics and functions of the costumes are considered.

In this paper, the term "parade attendants" is used to refer to the members of the parade who played the attendants of the main roles in the program.

The content age of the "Go-Sairei-Gyouretsu" was estimated to be during 1733 to 1738. Costumes of the parade attendants were revealed to carry crests that indicated the names of towns, while the use of cotton for their costumes was revealed to indicate their subordinate roles in the theme of the program. It was also clarified that serrated design seen on some of the cuffs of the costumes was found to be a common pattern in a number of parades. It has also been found that the costumes of the people pulling the festival floats were different from those of the people steering.

Keywords: Nagoya Tosyogu Shrine Festival, festival costume, parade attendant, crest, cotton